

窒素酸化物及び粒子状物質低減装置性能評価実施要領（案）

1．評価の対象とする低減装置

使用過程にあるディーゼル車（短期規制以前のものに限る。）に装着する装置であって、窒素酸化物（以下、「NO_x」という。）及び粒子状物質（以下、「PM」という。）を低減するもの（以下、「NO_x・PM低減装置」という。）とする。

2．試験方法

以下の試験について、NO_x・PM低減装置と自動車又は原動機との組合せ毎に行う。ただし、酸化触媒方式によるものにあつては（2）の試験を除く。

（1）排出ガス性能試験

ディーゼル13モード試験（車両総重量2.5トン以下の自動車にあつては、10・15モード試験）又は過渡走行モード試験によりNO_x・PM低減装置の非装着状態及び装着状態で測定

（2）黒煙試験

無負荷急加速試験

（3）再生性能試験（PMの低減装置として連続再生式DPFを用いる場合に限る。）

連続再生式DPF再生性能評価に係る運転モード試験

（4）耐久性能試験

3万km以上の実走行又はダイナモメータ上での走行

3．NO_x・PM低減装置の排出ガス低減性能等に係る基準

NO_x・PM低減装置と自動車又は原動機との組合せ毎に行つた試験結果が以下の基準に適合していること。ただし、酸化触媒方式によるものにあつては（2）の試験を除く。

（1）排出ガス性能試験の基準

NO_x及びPM

- ・ 式（ア）により算出されるNO_x排出量の低減率が30%以上であり、かつ、PM排出量の低減率が30%以上であること
- ・ 式（イ）により算出されるNO_x及びPM排出量が自動車NO_x・PM法のNO_x及びPMの排出基準に適合すること

$$(ア) \frac{\text{低減装置非装着状態の排出量} - \text{低減装置装着状態の排出量}}{\text{低減装置非装着状態の排出量}} \times 100(\%)$$

$$(イ) \text{低減装置装着対象} \times \left(1 - \frac{\text{低減装置装着による低減率}}{100(\%)} \right)$$

自動車の諸元値

一酸化炭素（CO）及び炭化水素（HC）

当該低減装置を装着した場合において、装着前の排出量より悪化しないこと。ただし、測定誤差は10%とする。

(2) 黒煙試験の基準

黒煙濃度が25%以下であること。

(3) 再生性能試験の基準（PMの低減装置として連続再生式DPFを用いる場合に限る。）

背圧変化率が-0.01kPa/km以下であること。

(4) 耐久性能試験の基準

耐久性能試験終了後において、(1)及び(2)の基準に適合していること。

耐久性能試験により当該低減装置に溶損、破損等が生じないこと。

(5) 安全性能等の要件

当該低減装置の装着が車両及び他の装置の安全性を損なわないこと。

(1)～(4)に規定する試験の結果については、公的な試験機関が測定したものに限る。

4. 評価方法

国土交通大臣は、NOx・PM低減装置の排出ガス低減性能等に係る基準への適合性、品質管理の実施要領の妥当性、装置の点検・整備要領の妥当性及び不具合発生時の対応の妥当性等について評価を行う。

5. 評価の公表

(1) 国土交通大臣は、NOx・PM低減装置について4の評価を行った結果、適当であると認められたもの（以下「優良NOx・PM低減装置」という。）について、次に掲げる項目を公表する。

低減装置の名称及び型式

低減装置を取り付けることができる自動車の範囲

低減装置の製作者等の名称

低減装置の使用条件

(2) (1)の公表は、冊子、インターネット等により行う。

6. スケジュール

8月中：公布

7. その他

(1) その他低減装置の品質の確保等に関する規定については、「粒子状物質低減装置性能評価実施要領」（平成14年国土交通省告示第17号）に準ずるものとする。

(2) 本評価制度において優良と評価されたNOx・PM低減装置を装着している自動車については、自動車の検査において平成14年10月から施行される自動車NOx・PM法に基づく車種規制の基準に適合していると判定することとしている。